要望等への対応の流れ

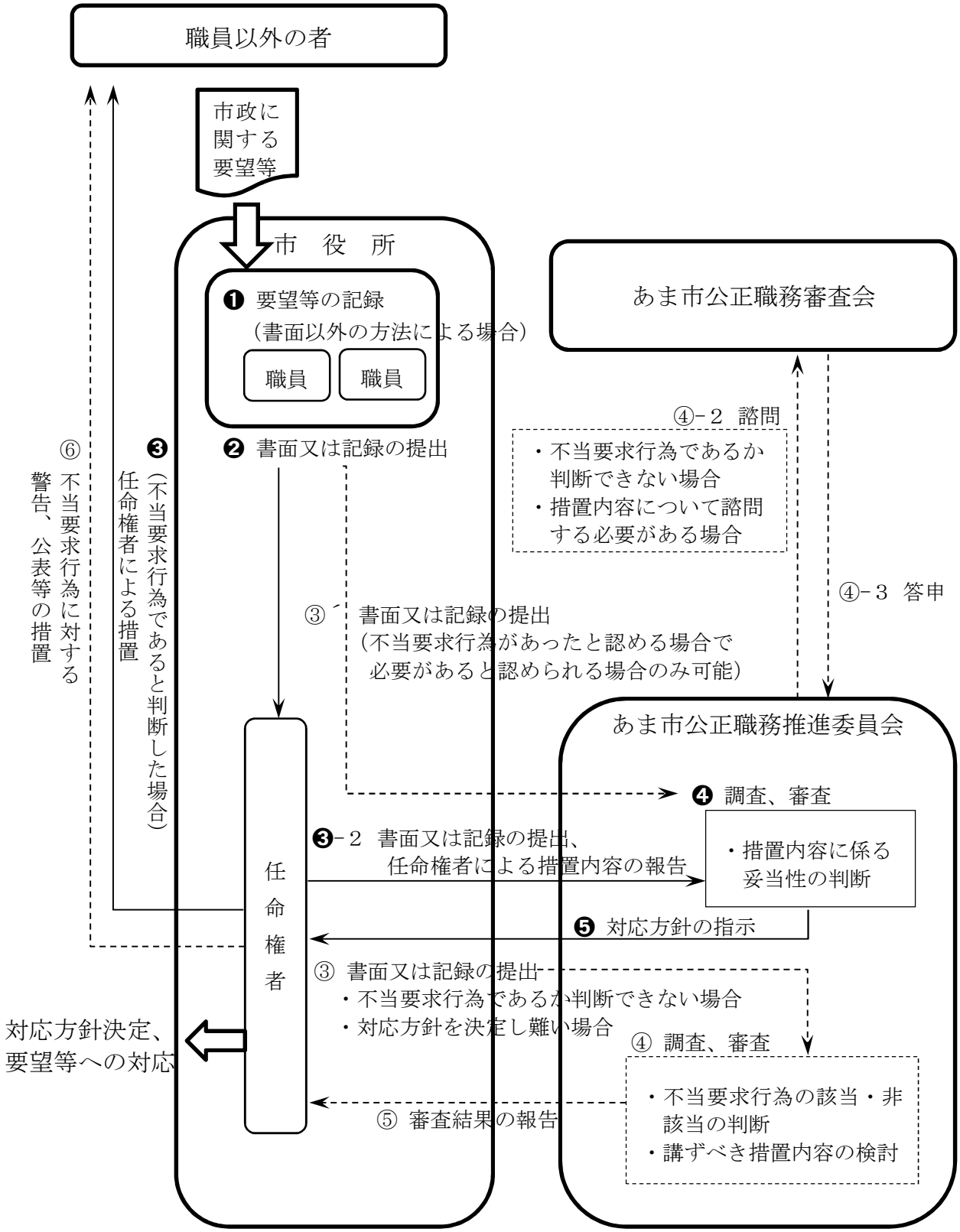
職員以外の者
市政に関する要望等
市　役　所
❶ 要望等の記録
（書面以外の方法による場合）
職員
職員
❷ 書面又は記録の提出
③´ 書面又は記録の提出
（不当要求行為があったと認める場合で必要があると認められる場合のみ可能）
❸（不当要求行為であると判断した場合）
任命権者による措置
⑥ 不当要求行為に対する警告、公表等の措置
任命権者
❸-２ 書面又は記録の提出、任命権者による措置内容の報告
対応方針決定、要望等への対応
あま市公正職務審査会
④-２ 諮問
・不当要求行為であるか判断できない場合
・措置内容について諮問する必要がある場合
④-３ 答申
あま市公正職務推進委員会
❹ 調査、審査
・措置内容に係る妥当性の判断
❺ 対応方針の指示
③ 書面又は記録の提出
・不当要求行為であるか判断できない場合
・対応方針を決定し難い場合
④ 調査、審査
・不当要求行為の該当・非該当の判断
・講ずべき措置内容の検討
⑤ 審査結果の報告